

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称 : YAMALUBE PEA CARBON CLEANER

推奨用途及び使用上の制限 : 製品分類—ガソリン用添加剤
主な用途—自動二輪用燃料添加剤

会社名 : 日本ケミカル工業株式会社
住所 : 〒424-8558 静岡県静岡市清水区吉川813番地
電話番号 : 054-345-3476
FAX番号 : 054-347-6865
担当部署 : 技術部

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分4
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類できない
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類できない
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	分類できない

健康に対する有害性

急性毒性（経口）	区分外
急性毒性（経皮）	区分外
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
急性毒性（吸入：ミスト）	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2

環境に対する有害性	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（血液） 区分2（眼） 区分3（気道刺激性、麻酔作用）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（血液、眼、鼻） 区分2（肝臓、精巣）
	吸引性呼吸器有害性	区分1
	水生環境有害性（急性）	区分1
	水生環境有害性（長期間）	区分1
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H227 可燃性液体
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H370 臓器（血液）の障害
H371 臓器（眼）の障害のおそれ
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（血液、眼、鼻）の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（肝臓、精巣）の障害のおそれ
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H400 水生生物に非常に強い毒性
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- P264 取扱い後はよく手を洗うこと。
- P261 ミスト／蒸気の吸入を避けること。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P260 ミスト／蒸気を吸入しないこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- P273 環境への放出を避けること。

【応急措置】

- P370+P378 火災の場合：消火するために二酸化炭素、粉末消火剤、乾燥砂等の消火剤を使用すること。棒状注水は危険性を増す。
- P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
- P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当を受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P305+P351+P338 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も

洗浄を続けること。

P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。

P333+P313 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。

P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。

P314 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

P301+P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。

P331 無理に吐かせないこと。

P391 漏出物を回収すること。

【保管】

P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

P405 施錠して保管すること。

P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

【廃棄】

P501 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

混合物

化学特性・危険有害成分：含有成分及び濃度

化学名	濃度 wt%	CAS No.	化審法 No.	安衛法		PRTR法	毒劇法
				表示対象物	通知対象物		
ポリエチレン	70~80	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当
芳香族炭化水素（鉱油）	20~30	64742-94-5	非公開	該当※1	該当※2	該当※3	非該当

芳香族炭化水素中の労働安全衛生法表示対象物（※1）、通知対象物（※2）、PRTR法該当物（※3）

化学名	濃度 wt%	CAS No.	安衛法		PRTR法
			表示対象物	通知対象物	
トリメチルベンゼン	4.2~5.4	25551-13-7	該当	該当	非該当
1,2,4-トリメチルベンゼン	2.6~3.2	95-63-6	該当	該当	1種 296
1,3,5-トリメチルベンゼン	0.2~0.4	108-67-8	非該当※4	非該当※4	1種 297
ナフレン	0.0~3.9	91-20-3	該当	該当	1種 302
インデン	0.0~0.6	95-13-6	非該当※4	非該当※4	非該当

化審法 No.：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号

安衛法 表示対象物：労働安全衛生法（安衛法）法第57条の政令で定める物（施行令第18条）

安衛法 通知対象物：労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項の政令で定める物（施行令第18条の2）

PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

毒劇法：毒物及び劇物取締法

※4：安衛法の通知対象物、表示対象物であるが、含有量から製品として該当せず。

4. 応急措置

情報

- 吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所へ移し、保温しながら安静にすること。
もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、直ちに医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 付着液を紙、布等で素早く拭き取り、もし衣類や靴が汚染した場合は直ちに脱ぎ、接触部位を水又は石鹼水で十分に洗浄すること。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合は速やかに医師の診断を受けること。
- 目に入った場合 : コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外し、直ちに多量の清浄な水で15分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗うこと。
その後、医師の診断を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、直ちに医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末（ドライケミカル）、泡、炭酸ガス、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
- 特有の消火方法 : 保護具を着用し、消火剤を使用すること。
消火作業は風上から行うこと。
可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
周辺火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移すこと。移動不可能な場合は周囲に散水して冷却すること。
- 消火を行う者の保護 : 適切な保護具（耐熱性着衣・手袋、呼吸保護マスク等）を着用すること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 風下の人を退避させること。
付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
屋内で漏洩した場合は、窓、ドアを開けて十分に換気を行うこと。
作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等)を着用すること。
- 環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起ささないよう注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 回収、中和 : 漏出付近の着火源を速やかに取り除くこと。
漏出量が少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させて、できるだけ空容器に回収すること。その後、多量の水で洗い流すこと。
洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。
多量の場合は、土砂、ウエスなどで流れを止め、できるだけ回収すること。残量は多量の水で洗い流すこと。
洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。
- 廃棄 : 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
- 二次災害の防止策 : 周辺の着火源となるものを速やかに取り除くこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。
蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つように努めること。
静電気対策を行い、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いること。
皮膚、目、顔を保護する適切な保護具（保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等）を着用すること。
指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、法に定められた基準を満足する製造所、

貯蔵所、取扱所で行うこと。数量指定未満の場合は、都道府県条例等に従うこと。	
局所排気・全体換気	: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行うこと。
接触回避	: 『10. 安定性及び反応性』を参照のこと。
安全取扱注意事項	: 火気厳禁。周辺での火気・スパーク・高温物の使用は避けること。 引火しやすく、またその蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけないこと。 換気のよい場所で使用し、容器は使用ごとに密栓すること。 取扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分行うこと。作業衣などに付着した場合は着替えること。 他の薬品類（強酸、強酸化剤）との混合は行わないこと。
衛生対策	: 取扱い後は、よく手を洗うこと。
保管	
技術的対策	: 貯蔵場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地すること。 ボイラー等熱源のある場所を避けること。 容器は密栓し、高温（40℃以上）、直射日光を避け、風通しの良い冷暗所に保管すること。
混触禁止物質	: 強酸、強酸化剤との接触並びに同一場所での保管を避けること。 種の異なる危険物（第1類、第6類）と同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。
安全な保管条件	: 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙。 直射日光、火気を避けること。 容器を密栓して、換気の良い冷所で施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	: 密栓できるもの。 アルミ、炭素鋼、ステンレス鋼の金属缶、ポリアクリルニトリル容器、PET 容器が望ましい。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 製品に関する有用な情報なし。
許容濃度	
ばく露限界値	: 製品に関する有用な情報なし。
追加情報	: 組成物質の情報を記載する。
芳香族炭化水素	
管理濃度	: 規定なし
許容濃度	: 100mg/m ³ (TWA)
設備対策	: 屋内作業場での使用は、発生源を密閉する設備または蒸気濃度が許容濃度以下になるような局所排気装置を設置すること。 機械的排気装置は防爆式とすること。 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、位置を明瞭に表示すること。
保護具	
呼吸器の保護具	: 必要に応じて、防毒マスク（有機ガス用）を着用すること。
手の保護具	: 長時間又は繰り返し接触する場合にはニトリル製手袋を着用すること。
目の保護具	: 側面シールド付き保護メガネを着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 必要に応じて、ゴム手袋、ゴム長靴、ゴム前掛けを使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状態、形状、色など）	: 液体、淡黄色透明
臭い	: アンモニア臭

臭いのしきい値	: 製品としてデータなし
pH	: 製品としてデータなし
融点・凝固点	: 製品としてデータなし
沸点・初留点及び沸点範囲	: 製品としてデータなし (>179°C 芳香族炭化水素として)
引火点	: 66°C (密閉式)
蒸発速度	: 製品としてデータなし
燃焼性 (固体、気体)	: 製品としてデータなし
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	: 製品としてデータなし
蒸気圧	: 製品としてデータなし
蒸気密度 (空気 = 1)	: 製品としてデータなし
比重 (相対密度)	: 0.962g/cm ³ (15°C)
溶解度	: 水に不溶
n-オクタノール/水分配係数	: 製品としてデータなし
自然発火温度	: 製品としてデータなし (449-510°C 芳香族炭化水素として)
分解温度	: 製品としてデータなし
動粘度	: 製品としてデータなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 化学的に安定。
危険有害反応可能性	: 酸化性、自己反応性、爆発性なし。
避けるべき条件	: 静電放電、衝撃、振動、火気、加熱、高温
混触危険物質	: 強酸化剤との接触は避けること。 種の異なる危険物 (第1類、第6類) と同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。
危険有害な分解生成物	: 有用な情報なし。

11. 有害性情報

下記有害性情報は、混合物としてのGHS区分を分類した結果に基づく。

急性毒性	: 混合物の急性毒性 (経口) >2,000mg/kg より、区分外 混合物の急性毒性 (経皮) >2,000mg/kg より、区分外 その他急性毒性については、データ不足により、分類できない、または分類対象外
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分2 成分 \geq 10%より、区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分2A 成分 \geq 10%より、区分2A
呼吸器感作性	: データ不足により、分類できない
皮膚感作性	: 区分1 成分 \geq 1.0%より、区分1
生殖細胞変異原性	: データ不足により、分類できない
発がん性	: 区分2 成分 \geq 1.0%より、区分2
生殖毒性	: データ不足により、分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分1 成分 \geq 10%より、区分1 (血液) 区分2 成分 \geq 10%より、区分2 (眼) 区分3 成分含有により、区分3 (気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分1 成分 \geq 10%より、区分1 (血液、眼、鼻) 区分2 成分 \geq 10%より、区分2 (肝臓、精巣)
吸引性呼吸器有害性	: 区分1 成分 \geq 10%より、区分1

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性） : (毒性乗率 M×区分 1(急性 1)) ≥25%より、区分 1
 水生環境有害性（長期間） : (毒性乗率 M×区分 1(慢性 1)) ≥25%より、区分 1
 オゾン層への有害性 : データ不足により、分類できない

生態毒性 : 製品としてデータなし。
 残留性・分解性 : 製品としてデータなし。
 生体蓄積性 : 製品としてデータなし。
 土壌中の移動性 : 製品としてデータなし。
 他の有害影響 : 製品としてデータなし。
 環境基準 : 製品としてデータなし。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 事業者は産業廃棄物を自ら処置するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理をすること。
 焼却処理をする場合、安全な場所であつて燃焼ガスに注意し、他に危害又は損傷を及ぼす恐れがないように注意すること。

汚染容器及び包装 : 容器は、中身の液を使い切ってから廃棄すること。
 ※必ず当該地域の廃棄規制をご確認ください。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 : IMDG の規定に従う。

UN No. 3082
 Proper Shipping Name 環境有害物質（液体）
 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID,
 N.O.S. (Polyether amine)
 Class 9
 Packing Group III
 Marine Pollutant 該当

航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。

UN No. 3082
 Proper Shipping Name 環境有害物質（液体）
 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID,
 N.O.S. (Polyether amine)
 Class 9
 Packing Group III

国内規制

陸上規制情報 : 消防法、危険物の規制に関する規制などの輸送について定めるところに従うこと。
 容器は、消防法、危険物の規制に関する技術上の基準を定めたものを使用すること。
 危険物第 1、6 類及び高圧ガスとの混載は避けること。
 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより当該車両に標識を掲げること。また、この場合は当該危険物に該当する消火設備を備えること。
 運搬時の積み重ね高さ 3m 以下とすること。

海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空規制情報 : 航空法に定めるところに従うこと。

特別の安全対策および条件

- : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
- 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
- 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
- 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
- 取扱い及び保管上の注意の項による他、可燃性のある有害性液体に関する一般的な注意事項による。引火性の液体なので「火気厳禁」。
- 輸送の際は、容器漏れの無いことを確かめ、荷崩れの無いような処置を講ずること。

緊急時応急措置指針番号 : 171

15. 適用法令

法規制

消防法	: 危険物 第四類第二石油類 危険等級Ⅲ 非水溶性
労働安全衛生法	: 危険物 引火性の物 名称等を表示すべき危険物及び有害物（鉱油、トリメチルベンゼン、ナフタレン） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（鉱油、トリメチルベンゼン、ナフタレン）
PRTR 法	: 第 2 条第 1 種指定化学物質（1,2,4-トリメチルベンゼン）号番号 : 296 第 2 条第 1 種指定化学物質（1,3,5-トリメチルベンゼン）号番号 : 297 第 2 条第 1 種指定化学物質（ナフタレン）号番号 : 302
毒物及び劇物取締法	: 非該当
船舶安全法	: 危規則第 2、3 条 危険物告示 別表第 1 有害性物質、海洋汚染物質
航空法	: 施行規則第 194 条 危険物告示 別表第 1 その他の有害物件
海洋汚染防止法	: 個品運送 海洋汚染物質、油分排出規制
水質汚濁防止法	: 令第 3 条 ノルマルヘキサン抽出物質を含有
下水道法	: 令第 9 条 ノルマルヘキサン抽出物質を含有
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制

※必ず当該地域の法規制をご確認ください。

16. その他の情報

主な引用文献	: 原料メーカーの SDS 溶剤便覧
--------	-----------------------

※注意

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。